

はじめに

共生社会とは、障害の「ある」「なし」にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らせる社会のことであり、共生社会の実現に寄与することは国民の責務でもあります。日本の障害者関連法令の中心となる障害者基本法は、第1条及び第6条において、基本的人権の理念に基づいた共生社会の実現に向けて、国及び地方公共団体が総合的な施策を計画的に進めていくという趣旨を規定し、第15条で年金制度への対応、第19条で雇用促進及び雇用継続について規定しています^(*)。

そして、障害者基本法の理念を受けた障害者総合支援法による各種施策で、就労支援の強化が図られています。ハローワークによる障害者の職業紹介件数も増えており、平成27年度は、平成17年度の2倍近い件数となっています。

平成30年4月1日からは障害者雇用率の算定に精神障害者が含まれるため、これまでに以上に精神障害者の雇用が進むと考えられます。また、がん患者や難病患者の就労についても支援が進められています。

本書では、就労が関係する障害年金の事例を通して、相談・請求・更新の際の支援方法やポイントを紹介しています。社労士だけでなく、医療・福祉関係の方々やご家族など多くの支援者に読んでもらえる内容になっています。必ずや今後の参考になると筆者一同信じています。

最後に、本書発刊にあたり、株式会社日本法令の水口鳴海氏には大変お世話になりましたことを、心より御礼申し上げます。

平成30年9月

筆者一同

(*) 障害者基本法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第15条（年金等）

国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

第19条（雇用の促進等）

国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。



就労にまつわる障害年金

もくじ

はじめに

序章 総論

1	障害者雇用の状況および障害年金傷病別受給者の状況	14
	1) 民間企業における障害者雇用の状況	14
	2) 障害年金傷病別受給者の状況	15
	3) まとめと考察——障害者雇用では身体障害が多く障害年金では精神障害が多い	16
2	公的年金制度の全体像と仕組み	17
3	障害年金の3要件	18
4	障害年金の額（平成30年度）	18
	1) 障害基礎年金	18
	2) 障害厚生年金	20
5	障害等級と等級認定の基準	20
6	障害認定基準における就労の位置づけ	23
	1) 現在の障害認定基準の分類とポイント	23
	2) 新法の障害等級とその指標	23
	3) 日常生活能力と労働能力	24
7	就労と障害年金に関する相談対応のポイント	26

- 1) 相談の傾向 27
- 2) 相談の多い傷病その1(精神障害) 27
- 3) 相談の多い傷病その2(がん) 28
- 4) 障害年金の種類を意識した相談対応 28

8 障害年金請求手続等のタイミング(精神疾患や内科的疾患) 29

- 1) 就職活動中・障害基礎年金の請求 29
- 2) 就職活動中・障害厚生年金の請求 29
- 3) 就労中・障害基礎年金の請求 30
- 4) 就労中・障害厚生年金の請求 30
- 5) 退職後・障害基礎(厚生)年金の請求 31

9 障害状態確認届提出時の留意点 31

10 その他相談員・支援者が知っておきたいこと 32

- 1) 東京一括審査に移行した影響 32
- 2) 不服申立の積み重ねによる訴え 32

11 まとめにかえて 32

コラム① 辞めたタイミングに注意! その初診日は正しいですか? 34

第1章 精神の障害

1 障害認定基準 38

- 1) 障害状態の例示 38
- 2) 就労との関係 40

2 等級判定ガイドライン 41

- 1) 障害等級の目安 41
- 2) 総合評価の際に考慮すべき要素の例 43
- 3) 「日常生活及び就労に関する状況について(照会)」 45
- 4) 障害年金の診断書(精神の障害)記載要領 46

3	認定事例とポイント	46
	1) うつ病の事例	46
	2) 知的障害の事例	49
4	精神・知的障害における請求手続のポイント	56
	1) 診断書依頼のポイント	56
	2) 日常生活の状況	56
	3) 就労の状況	59
	4) 病歴・就労状況等申立書	61
	5) 「日常生活及び就労に関する状況について」の活用	63
	6) その他の書類	63
5	精神・知的障害による障害年金と就労	64
コラム②	精神障害による障害年金と就労	65
コラム③	福祉的就労って何？	68

第2章 アルコール依存症・双極性障害、高次脳機能障害

事例1 アルコール依存症・双極性障害

1	事例の概要	72
2	社会保険加入状況と障害認定の関係	74
3	障害認定基準（就労との関係）	75
4	書類審査への対応と筆者の考え等	77
	1) 書類審査への対応	77
	2) 筆者の考え	78
	3) Aさんの支援のポイント	79
5	請求人の傷病の特徴を知ることが重要！	80

もくじ

1) アルコール依存症について (その 1)	80
2) アルコール依存症について (その 2)	82
3) 双極性障害について	83
4) 家族の対応や支援機関等	84
6 Aさんの病歴・就労状況の経過	85
1) Aさんの病歴や就労状況の経過	85
2) 「障害年金がもらえない」という思い込み	86
3) 医療機関への対応のポイント	88
7 障害認定基準 (アルコール依存症・双極性障害)	88
1) アルコール依存症の障害認定	88
2) 双極性障害の障害認定	91
3) 傷病併存による総合認定	94
8 Aさんの症状と診断書	95
1) 障害認定日時点の診断書 (抜粋)	95
2) 証明しなければならない Aさんの実態	95
9 Aさんの障害年金手続のポイントと認定結果等	96
1) 一般的な手続の場合	96
2) Aさんの事案の場合	96
3) 認定結果	106
4) まとめ	106
10 社労士・支援者へのアドバイス	108
事例 2 高次脳機能障害	
1 事例の概要	110
2 就労している場合の注意点	114
3 請求人の傷病の特徴を知ることが重要!	115

4	Bさんの病歴や就労状況の経過	118
5	障害認定基準（高次脳機能障害）	120
	1) 高次脳機能障害の障害認定	120
	2) 就労している場合の認定	123
6	Bさんの病状と診断書	124
	1) 障害認定日時点及び裁定請求日時点の診断書の抜粋	124
	2) 証明しなければならないBさんの実態	125
7	Bさんの障害年金手続のポイントと認定結果等	126
	1) 障害認定日頃の記載	126
	2) 裁定請求日頃の記載	127
	3) 認定結果	128
8	社労士・支援者へのアドバイス	129
コラム④	障害年金制度の様々な誤解	132
コラム⑤	生活保護と障害年金と就労の関係は？	138

第3章 が ん

1	がん患者の就労支援の現状	142
	1) がん罹患後の就労状況	143
	2) がん対策加速化プラン	146
	3) 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン	148
2	障害年金受給前の公的保障	151
3	障害年金の活用はニーズにぴったり	153
	1) 背景・現状	153
	2) 障害年金の優位性	153

4	がん（悪性新生物）による障害の認定基準	155
5	がんによる障害認定の対象	157
6	がんによる障害の程度	158
7	障害等級認定の実際	159
8	がん（悪性新生物）の診断書	160
	1) 診断書の様式は（その他の障害）用を使用する	160
	2) 障害等級判定に特に関係する部分	163
	3) 診断書項番⑩一般状態区分表に注目	163
9	障害等級 3 級のケース	164
	1) フルタイムで働いて「労働に制限あり」といえるか	164
	2) フルタイムで働いている場合のポイント	167
10	障害等級 2 級のケース	167
	1) 第 3 号被保険者（専業主婦）がんに罹患したら～一般状態区分は工が必要？～	167
	2) 一般状態区分がウの場合は？	171
11	一般状態区分がウで障害等級 2 級が認められたケース	173
12	ワンポイントアドバイス	174
	1) 人工臓器と障害等級の関係	174
	2) がんに介護保険が使える！	175
13	終わりに	176
コラム ⑥	3 級 14 号の障害厚生年金	177

第4章 難病、内科系疾患

事例1 〈難病〉脊髄小脳変性症

1	難病での請求の難しさ	180
2	難病の認定基準	181
3	難病と就労	183
4	事例の概要	184
5	Yさんの発病からの就労状況	185
6	Yさんの症状と認定基準	186
	1) 脊髄小脳変性症の症状	186
	2) Yさんの症状	187
7	検討する障害認定基準	188
	1) 平衡機能の障害	188
	2) 肢体の障害	190
8	支援のポイント	192
	1) Yさんの相談の経緯	192
	2) Yさんに障害年金のことを正しく知ってもらう	192
	3) Yさんから支援依頼のメール	193
	4) 請求の方針をどうする？	195
9	病歴・就労状況等申立書を作成する	197
10	診断書の作成を依頼する	200
	1) 主治医へのアプローチ	200
	2) 主治医に注意してもらいたい点	200

11 取得した診断書の内容は？ 203

- 1) 平衡機能の障害としてみた場合 203
- 2) 肢体の機能の障害としてみた場合 203
- 3) 請求前の最終チェック 203

12 結果とまとめ 204

事例 2 〈内科系疾患〉再生不良性貧血

1 内科系の病気の認定基準 206

2 内部障害の認定方法 208

3 事例の概要 211

4 再生不良性貧血という病気 213

5 再生不良性貧血の認定基準 214

6 支援のポイント 218

- 1) Sさんからのメール 218
- 2) Sさんとの初回面談 218
- 3) 聞き取り後の請求方針 219
- 4) 経過や症状を整理する 220

7 病歴・就労状況等申立書を作成する 224

8 診断書の作成を依頼する 229

- 1) Sさんの場合に請求が難しかった要因 230
- 2) 診断書依頼の経過 231

9 取得した診断書の内容は？ 232

- 1) 障害認定日の診断書 232

2) 請求日の診断書 234

10 自覚症状・他覚所見での見解の相違 235

- 1) 重症患者と比較されてしまう現状 235
- 2) 主治医判断と等級への影響 236

11 結果とまとめ 237

- 1) 認定結果 237
- 2) まとめ 237

コラム ⑦ 認定困難 4 疾患と就労 239

第 5 章 資 料

1 用語集 244

2 精神の障害に係る等級判定ガイドライン 251

3 日常生活及び就労に関する状況について（照会） 264

4 障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領 268

5 病歴・就労状況等申立書 294

6 診断書 296

- 1) 様式第 120 号の 1 眼の障害用 296
- 2) 様式第 120 号の 2 聴覚・鼻腔機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用 298
- 3) 様式第 120 号の 3 肢体の障害用 300
- 4) 様式第 120 号の 4 精神の障害用 302
- 5) 様式第 120 号の 5 呼吸器疾患の障害用 304
- 6) 様式第 120 号の 6 - (1) 循環器疾患の障害用 306
- 7) 様式第 120 号の 6 - (2) 腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用 308
- 8) 様式第 120 号の 7 血液・造血器・その他の障害用 310

凡 例

本書においては、次の略語を用いています。

- 障害認定基準**……………国民年金・厚生年金保険 障害認定基準
障害者総合支援法……………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律

そのほか、一般の慣例によります。

就労にまつわる障害年金

序章

総論



No.

Date

序章 総論

第1章 精神の障害

第2章 アルコール依存症・双極性障害、高次脳機能障害

第3章 がん

第4章 難病、内科系疾患

第5章 資料

(文責：高橋裕典)

総論

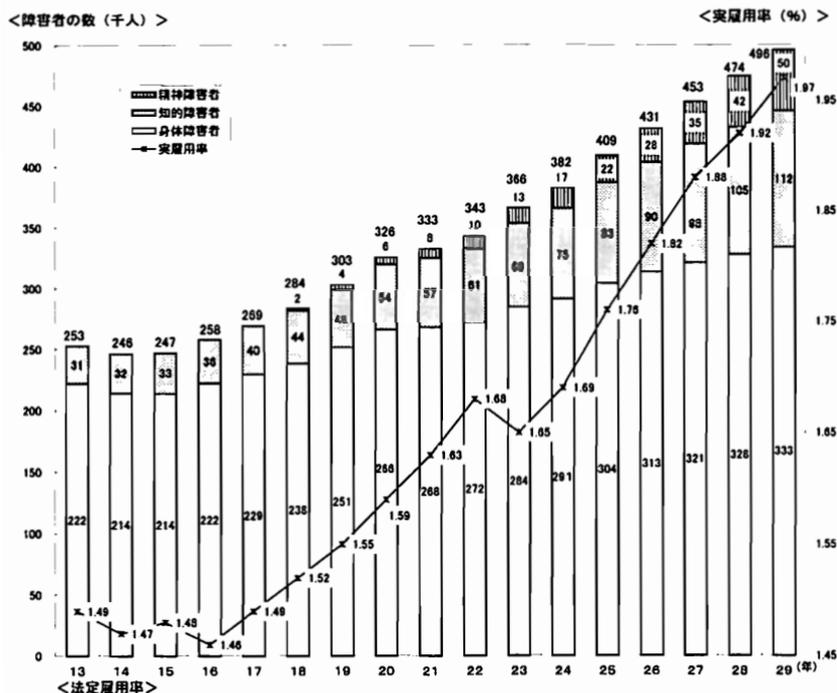
1

障害者雇用の状況及び障害年金傷病別受給者の状況

1) 民間企業における障害者雇用の状況

平成 29 年 6 月 1 日時点での障害者雇用数は、14 年連続で過去最高を更新し 495,795 人（前年同日 474,374 人）、実数で 406,981 人となっています。身体障害、知的障害、精神障害の 3 種別とも前年よりも増加しており、特に精神障害の伸び率が大きくなっています（対前年比 19.1% 増）（**図表 1**）。また、民間企業が雇用している障害者の割合は、1.97%（前年同日 1.92%）でした。企業規模別に割合を見ると、50 人～100 人未満規模で 1.60%、100～300 人未満規模で 1.81%、300 人～500 人未満規模で 1.82%、500～1,000 人未満規模で 1.97%、1,000 人以上規模で 2.16% となっていて、企業規模が大きくなるほど障害者雇用率が高い傾向であることがわかります。

図表 1 実雇用率と雇用される障害者数の推移

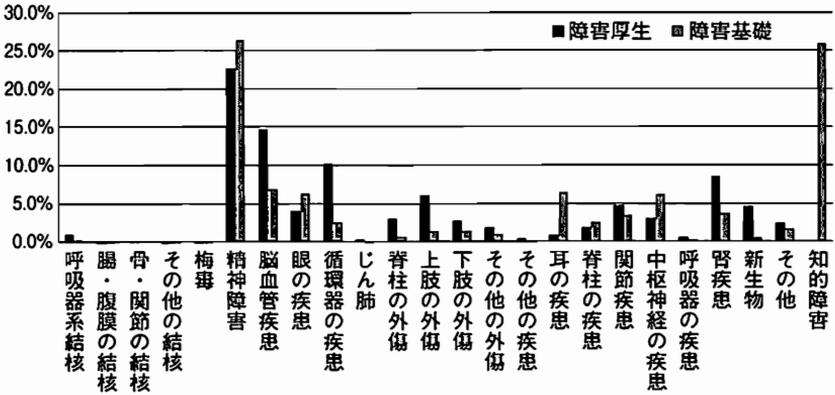


(厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」)

2) 障害年金傷病別受給者の状況

障害年金は傷病の種類を問わず支給される制度ですが、受給者数の多い傷病には傾向があります。少し古い資料ですが、平成 23 年 1 月に厚生労働省が公表した資料をみると、精神障害（知的障害含む）での受給者数が多いことがわかります（図表 2）。

図表 2 年金種別ごとの傷病割合



(厚生労働省「障害年金について」(平成 23 年 1 月))

3) まとめと考察——障害者雇用では身体障害が多く障害年金では精神障害が多い

1) 2) から、障害者雇用では、圧倒的に身体障害が多いのに対し、障害年金では精神障害（知的障害含む）が多いことがわかります。精神障害を持ちながら就労することの難しさが読み取れると同時に、精神障害を持っていることを会社に告げずに就労している人（「クローズ」という表現が使われることがあります）も多いということに留意しなければなりません。クローズで就労している精神障害のある人までを含めて考えると、障害者雇用数における精神障害者の数はもっと多くなるはずです。

近年、精神障害者の雇用数が伸びている背景として、障害者総合支援法や障害者雇用促進法の改正等による各種施策の結果、精神障害者が働きやすい環境が以前よりも多くなったことや精神障害があることを会社に告げてオープンで働くことができるようになってきていることがあげられると思います。

その一方で、障害を持って働こうとする人の障害年金の支給停止

が問題となっており、労働行政と年金行政のバランスが取れていないように思えてなりません。厚生労働省としての一体的な政策が進むことを切に願っているところです。

2 公的年金制度の全体像と仕組み

日本の公的年金は、原則として20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある人は、全員が国民年金（基礎年金）に加入し、さらに、会社員や公務員・教員等の被用者は、厚生年金保険にも加入します。このような2階建て年金の仕組みが採用されています（**図表3**）。

図表3 2階建て年金の仕組み

公的年金加入者：6,731万人 (平成29年3月末現在)		厚生年金保険 4,267万人 (うち公務員等445万人)
厚生年金（基礎年金）		
第1号 被保険者 (自営業者等)	第3号 被保険者 (第2号の被扶養配偶者)	第2号 被保険者 (民間サラリーマン・OL、公務員等)
1,575万人	889万人	4,267万人

(厚生労働省「平成28年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」
(平成29年12月発表)より作成)

また、年金を受給するという視点で見ると、国民年金と厚生年金にそれぞれ老齢・障害・死亡という3つの給付原因（保険事故といえます）があります（**図表4**）。

図表 4 主な年金給付の種類

保険事故	国民年金	厚生年金保険
老 齢	老齢基礎年金 付加年金	老齢厚生年金 特別支給の老齢厚生年金
障 害	障害基礎年金	障害厚生年金
死 亡	遺族基礎年金 寡婦年金	遺族厚生年金

3 障害年金の3要件

2で前述のとおり、障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金があります。20歳前障害という特殊な場合を除いては、3つの条件をクリアしなければなりません。これを一般に障害年金の3要件といいます（図表5）。

4 障害年金の額（平成30年度）

1) 障害基礎年金

- ① 年金額 1級：974,125円、2級：779,300円
- ② 加算額 18歳年度末までにある子または20歳未満で障害のある子に加算が行われる
(2人目まで224,300円、3人目以降74,800円)

著者略歴

高橋 裕典（たかはしやすのり）

社会保険労務士

平成 14 年 3 月に法政大学法学部卒業。平成 14 年 4 月から平成 20 年 3 月まで社会保険庁（現：日本年金機構）に勤務し、年金関係業務に従事。退職後、平成 20 年 12 月に高橋社会保険労務管理事務所（<http://www.slmo-takahashi.com/>）を開業。企業の人事労務管理相談、障害年金を中心とした年金関係業務、執筆・講演など精力的に活動している。また、障害年金請求専門チーム（ブログ：<https://ameblo.jp/shougai-nenkin>）の代表も務めている。著書に『はじめて手続きする人にもよくわかる障害年金の知識と請求手続ハンドブック』『障害年金不服申立ての実務』（ともに日本法令）がある。

【序章／第 5 章／コラム⑥／監修】

加賀 佳子（かがよしこ）

特定社会保険労務士・産業カウンセラー

平成 10 年に行政書士、12 年に社労士資格を取得。平成 16 年より社労士事務所で実務経験を積むかたわら産業カウンセラー資格を取得し、心理療法や精神疾患を学ぶ。平成 21 年に社会保険労務士よつばサポートオフィスを開業し、障害年金請求代理に特に力を入れてきた。著書に『医療・福祉・年金相談の現場で役立つ！障害年金実務必携』（日本法令）、『障害年金相談標準ハンドブック』『障害年

金 審査請求・再審査請求事例集』(ともに共著、日本法令)がある。

【第1章／コラム②】

萩原 秀長 (はぎわらひでたけ)

社会保険労務士

反貧困ネットワークぐんま事務局所属。適格消費者団体 消費者支援 群馬ひまわりの会理事。立教大学を卒業後、広告代理店勤務を経て、社会保険労務士資格を取得。自身の身近な人が精神疾患に罹患したことがきっかけとなり、障害年金による支援ができる社会保険労務士を目指すことになった。平成27年8月、群馬県高崎市に萩原秀長社会保険労務士事務所を開業。障害年金専門の社会保険労務士として、相談・請求手続きを行いながら、制度周知のための講演活動などにも力を注いでいる。

【第2章／コラム④】

宇代 謙治 (うしろけんじ)

社会保険労務士

埼玉県社会保険労務士会川口支部理事。埼玉県社会保険労務士会障害年金部会リーダー。一般社団法人社労士成年後見センター埼玉監事。平成21年4月、埼玉県川口市で開業。障害年金と成年後見をメインに活動。著書に『社労士のための成年後見実務』『鈴木さんちの成年後見物語』『鈴木さんちの障害年金物語』『鈴木さんちの遺族年金物語』(ともに共著、日本法令)、『海外年金の手引き』(健康と年金出版社)がある。

【第3章】

中曾根 晃（なかそねあきら）

社会保険労務士・社会福祉士・CFP

東京理科大学理学部数学科卒業後、信託銀行にてアクチュアリー業務を経験。「お客様を笑顔にしたい」とレストランや輸入食材店を経営した後、平成23年より障害年金専門の中曾根あきら社会保険労務士事務所を開業。特に、難病やがんの方の障害年金請求に力を注いでいる。障害年金制度の周知のため家族会・医療関係者や社会保険労務士対象の障害年金セミナー講師を精力的に務めている。平成30年に社会福祉士資格を取得し福祉系社労士を目指す。信条は「請求手続だけでは終わらない社労士」。

【第4章／コラム①③⑤⑦】

